

岐阜市まちを美しくする条例施行規則

平成11年3月30日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市まちを美しくする条例（平成11年岐阜市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定の告示事項)

第2条 条例第11条第3項の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 区域
- (3) 指定の効力の発生效力年月日
- (4) 指定年月日
- (5) 条例第11条第2項の規定による時間帯の指定を行ったときは、当該時間帯（終日の場合は、その旨）

(回収容器の設置及び管理)

第3条 条例第15条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 回収容器は、周囲の美観に配慮したもので、安定性があり、かつ、容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の設置場所は、利用しやすい場所で、かつ、通行人の往来の支障とならない場所であること。

(命令)

第4条 条例第17条第1項の規定による命令は、命令書（様式第1号）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第17条第3項の規定による公表は、岐阜市公告式条例（昭和25年岐阜市条例第29号）に規定する公告式その他の方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 命令を受けた者の住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
- (2) 命令を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(身分証明書)

第6条 条例第18条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第2号）とする。

(過料)

第7条 条例第20条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

- 2 条例第20条の規定により過料の処分をしようとする場合は、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書（様式第3号）の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前項の処分をする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書（様式第4号）を交付するものとする。
- 4 前2項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書（様式第5号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

岐阜市 第 号	
年 月 日	
住所	
氏名 様	
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
岐阜市長 印	
命令書	
あなたは、岐阜市まちを美しくする条例第 条第 項の規定による勧告に従わなかったので、同条例第 条第 項の規定により 年 月 日までに次の措置を講ずるよう命じます。	
1 命令事項	
2 命令の理由	

様式第 2 号(第 6 条関係)

(表面)

	岐阜市 第 号
	身分証明書
写真	所属 氏名 生年月日
上記の者は、岐阜市まちを美しくする条例第 18 条第 2 項の規定による立入調査を行う者であることを証明します。	
年 月 日発行	
岐阜市長 印	

(裏面)

岐阜市まちを美しくする条例(抜粋)
(立入調査)
第 18 条 市長は、前 2 条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等ごみが捨てられている土地、印刷物等が散乱している土地、犬等のふんが放置されている土地又は回収容器が設置してある土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第3号（第7条関係）

岐阜市第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所 _____

氏名 _____ 様

連絡先 _____

岐阜市長 印

あなたは、下記のとおり路上喫煙禁止区域内の公共の場所（指定喫煙場所を除く。）において喫煙されました。これは岐阜市まちを美しくする条例第12条の規定に違反し、同条例第20条の規定により過料処分の対象となります。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	岐阜市
弁明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実には <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。
	内容
	署名

<参考> 岐阜市まちを美しくする条例（抜粋）

（路上喫煙禁止区域内における喫煙の禁止）

第12条 何人も、路上喫煙禁止区域内の公共の場所においては、喫煙をしてはならない。
ただし、市長が指定した喫煙場所においては、この限りでない。

（過料）

第20条 第12条の規定に違反し、路上喫煙禁止区域内の公共の場所において喫煙をした者は、2万円以下の過料に処する。

岐阜市第 号
年 月 日

過料処分通知書

住所 _____

氏名 _____ 様

連絡先 _____

岐阜市長 印

あなたは、下記のとおり路上喫煙禁止区域内の公共の場所(指定喫煙場所を除く。)において喫煙されました。よって、岐阜市まちを美しくする条例第20条の規定により金2,000円の過料に処することを通知します。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	岐阜市

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第7条関係)

(表面)

		岐阜市 第 号
		身分証明書
写真	所属	
	氏名	
	生年月日	
上記の者は、岐阜市まちを美しくする条例施行規則第7条第2項及び第3項の規定による過料を科するための手続きを行う者であることを証明します。		
年 月 日発行		
岐阜市長		印

(裏面)

岐阜市まちを美しくする条例施行規則(抜粋)
第7条 条例第20条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。
2 条例第20条の規定により過料の処分をしようとする場合は、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書(様式第3号)の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。
3 前項の処分をする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書(様式第4号)を交付するものとする。
4 前2項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書(様式第5号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。